

補助金調書

補助金名	新規就業者育成支援事業補助金				担当課 (連絡先)	農林水産局水産部水産振興課 (TEL092-711-4364)
交 付 先	☐ 団体	福岡市漁業協同組合			区分	その他の補助金
交付先決定方法	☐ 非公募	(公募の場合) 公募時期				
(公募の場合) 応募要件						
(非公募の場合) 非公募の理由	当該補助事業を行っている団体が限定されているため。					
補助開始年度	平成29	年度	経過年数	9	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	漁業の担い手の育成及び漁業就業者を確保するために、新規就業者の漁業従事に必要な経費を助成することで、円滑な就業と新規就業者の定着率向上を目的とする。 補助対象事業: 短期技術取得等補助事業、漁具・装備等購入補助事業、上記以外で組合が実施する新規就業者の確保を図るために市長が必要と認める事業					
補助金の終期	令和7	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	新規就業者の漁業従事に必要な経費を助成することで、円滑な就業と新規就業者の定着率向上に繋がると考えられるため。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	☐ 定率	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 補助金額: 対象経費の1/2以内かつ補助対象者が就業した日から5年度以内で1人60万円を限度とする。 補助対象経費: 新規就業予定者の漁業体験等各種研修に要する経費、安全対策費、各種船舶免許やその他技術取得費、漁具・装備等の取得費、家賃。				
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段: 交付件数】 【下段: 決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	1 件	1 件	1 件		
	2,860 千円	1,027 千円	1,415 千円	2,726 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	対象者16名に対し、損害保険料等の安全対策費及び必要な漁具・装備等の取得に必要な経費、家賃の1/2を助成した。※家賃の補助限度額はひと月あたり1万円					
補助金交付 による効果	漁業への円滑な就業を促進し、新規就業者の定着率が上がることで、漁業従事者を確保することができる。					

※1: 金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。